

日本少額短期保険の現状

平成26年版 ／ 平成25年度決算



日本少額短期保険株式会社

■目次

会社概要	1
事業概要	2
株式に関する事項	2
会社役員に関する事項	3
主な業務内容	3
平成24年度 業務の状況を示す主な計数	4
当社の少額短期保険事業運営について	14
当社の経営管理体制について	15
リスク管理体制	16
法令等の遵守(コンプライアンス)体制	17
お客様の声に対する適切な対応について	17
お客様の苦情等に対応する『指定紛争解決機関(ADR)』について	18
個人情報に関する取扱いについて	19
情報開示	21
勧誘方針	22
保険募集制度	22
保険金支払と損害サービス	23
反社会的勢力に対する基本方針	24
決算報告書	25
貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
キャッシュ・フロー計算書	32

会社概要（平成26年3月31日現在）

商号	日本少額短期保険株式会社 ※平成26年4月1日より上記商号に変更
創業	平成8年6月28日
資本金	190,000 千円
総資産	1,559,201 千円
純資産	457,925 千円
本社所在地	大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F ※平成26年4月1日より上記住所に本社移転
代表取締役	大江 一生（おおえ かずお）
従業員数	60 人
営業店舗数	4 店
代理店数	2,173 店
営業拠点	【本社】 〒530-0011 大阪市北区大深町3-1（グランフロント大阪タワーB13F） TEL:06-6485-6000 FAX:06-6485-6001 【東京支店】 〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-11（御成門小田急ビル6F） TEL:03-6402-7758 FAX:03-6402-7759 【中四国支店】 〒730-0051 広島市中区大手町3-8-1（大手町中央ビル5F） TEL:082-545-2118 FAX:082-545-2121 【九州支店】 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-28-3（三州博多駅前ビル4F） TEL:092-481-3470 FAX:092-481-3534
URL	http://www.n-ssi.co.jp

事業概要

[事業概要]

当社は平成20年4月1日の事業開始後、賃貸入居者・事業者等のお客様に特化した保険商品を販売し、全国主要都市における代理店保険募集網の整備、拡充を図り平成26年3月末日までに2,173店の代理店登録を完了しました。当期は、『みんなの部屋保険G2』の販売を開始し、多くの新たなお客様にご支持いただき順調に事業規模拡大を続けております。

[決算概況]

当期決算は前期に続き、各営業拠点の全てで、増収を達成し、収入保険料は40億1,551万円（前期比105.0%）となりました。収入保険料に回収再保険金等の再保険収入34億6,854万円を加えた経常収益は77億1,277万円となり、経常利益は2億277万円となりました。

また、保険金等支払いは5億8,767万円、責任準備金繰入額2億648万円等を合計した経常費用は75億999万円となりました。

よって今期結果、税引後収益1億1,826万円、当年度末の利益剰余金は2億6,792万円、純資産は4億5,792万円となりました。

[今後の課題]

同業他社との商品差別化だけでなく新しい販売チャネルを確立することで事業拡大を目指し、且つ、事業全般における法令遵守を第一優先に、関係法令及び当局の監督指針、ガイドライン等に従った適切な顧客サービスと事業運営に努めてまいります。

株式に関する事項

<1> 株式数 発行可能株式総数 10 千株 発行済株式の総数 3.8 千株

<2> 当年度末株主数

<3> 大株主

① 議決権付株式

氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
大江 一生	2.76 千株	100.00%
(合計)	2.76 千株	100.00%

② 議決権のない株式

氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
Overseas Reinsurance Agents AG (ORA)	0.6 千株	57.69%
株式会社ループ	0.2 千株	19.23%
株式会社アーク・スリー・インターナショナル	0.1 千株	9.62%
株式会社トリニティジャパン	0.08 千株	7.69%
株式会社プレステージ・インターナショナル	0.04 千株	3.85%
黒木 康史	0.02 千株	1.92%
(合計)	1.04 千株	100.00%

会社役員に関する事項

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
大江 一生	代表取締役		
黒木 康史	専務取締役 営業部 経営企画室		
内藤 健三郎	取締役 損害サービス部 業務推進部	特定非営利活動法人 ユニバーサル・ケア 理事長	認可取得済
大江 陽子	取締役		
林 昇	監査役		

主な業務内容

[会社の事業目的]

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 特定保険業
3. 各号に附帯関連する一切の業務

[業務の内容]

当社が行っている主な業務は次のとおりです。

1. 少額短期保険業

賃貸住宅総合保険、賃貸事業者総合保険、地震見舞保険の引受を行っています。

平成25年度 業務の状況を示す主な係数

(単位:千円, %, 人, 店)

項 目	平成23年度(2011年)		平成24年度(2012年)		平成25年度(2013年)		
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減額(幅)	増減率
経常収益	6,681,648	10.1	7,370,487	10.3	7,712,773	342,286	4.6
うち保険料	3,547,394	8.8	3,822,821	7.8	4,015,510	192,689	5.0
経常費用	6,579,250	9.1	7,228,521	9.9	7,509,993	281,471	3.9
うち保険金等	423,881	1.5	624,046	47.2	587,674	-36,372	-5.8
うち解約返戻金等	171,059	13.7	188,647	10.3	195,872	7,224	3.8
うち事業費	2,438,376	10.7	2,580,908	5.8	2,699,521	118,612	4.6
経常利益	102,398	136.9	141,965	38.6	202,779	60,814	42.8
当期純利益	51,313	51.0	76,052	48.2	118,263	42,210	55.5
正味収入保険料	171,997	-2.0	176,341	2.5	186,048	9,707	5.5
正味支払保険金	21,084	0.6	30,834	46.2	28,641	-2,192	-7.1
正味事業費	34,380	-63.7	-12,603	-136.7	-24,872	-12,268	97.3
総資産	1,225,746	17.8	1,418,340	15.7	1,559,201	140,860	9.9
純資産額	267,409	59.1	341,562	27.7	457,925	116,363	34.1
保険業法上の純資産額	282,761	57.7	361,497	27.8	482,697	121,199	33.5
現金及び現金同等物の期末残高	601,978	65.0	675,629	12.2	834,778	159,149	23.6
有価証券残高	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金	179,846	13.0	199,513	10.9	214,516	15,002	7.5
うち普通責任準備金	164,494	11.2	179,578	9.2	189,743	10,165	5.7
うち異常危険準備金	15,351	36.7	19,935	29.9	24,772	4,836	24.3
うち契約者配当準備金	-	-	-	-	-	-	-
資本金	190,000	34	190,000	-	190,000	-	-
(発行済株式の総数 株)	3,800	34	3,800	-	3,800	-	-
自己資本	267,409	59.1	341,562	27.7	457,925	116,363	34.1
供託金	18,000	63.6	18,000	-	18,000	-	-
元受損害率	12.6	-6.0	17.2	36.6	15.3	-1.9	-11.1
元受事業費率	72.2	2.0	71.0	-1.7	70.6	-0.4	-0.6
元受合算率	84.8	0.7	88.2	4.0	85.9	-2.3	-2.6
正味損害率	12.3	3.4	17.5	42.4	15.3	-2.2	-12.6
正味事業費率	20.0	-63.0	-7.1	-135.6	-13.3	-6.2	86.7
正味合算率	32.3	-51.1	10.3	-67.9	2.0	-8.3	-80.3
経常利益率	1.5	128.6	1.9	26.7	2.6	0.7	36.8
自己資本比率	21.8	34.6	24.1	10.6	29.4	5.3	22.0
ソルベンシーマージン比率	351.1	38.2	408.6	16.4	523.1	114.5	28.0
一株当たり当期純利益	13,503.58	12.9	20,014	48.2	31,122	11,108	55.5
一株当たり配当金	-	-	500	-	500	-	-
配当性向	-	-	2.5	-	1.6	-0.9	-36.0
内部留保率	100	-	97.5	-2.5	98.3	0.8	0.8
年間収受保険料	2,575,993	12.8	2,770,508	7.5	2,911,451	140,943	5.1
契約件数	358,810	13.3	395,044	10.1	423,430	28,386	7.2
被保険者数(保険の相手方)	495,082	13.0	553,792	11.9	611,098	57,306	10.3

(単位:千円, %, 人, 店)

項 目	平成23年度(2011年)		平成24年度(2012年)		平成25年度(2013年)		
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減額(幅)	増減率
役員数	4	－	4	－	4	－	－
内勤職員数	36	12.5	36	－	38	2	5.6
営業職員数	23	15.0	23	－	22	－1	－4.3
支店数	2	－	2	－	2	－	－
支社数	1	－	1	－	1	－	－
代理店数	1,908	6.7	2,066	8.2	2,173	107	5.2

■ 主な業務の状況を示す指標等

1 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	正味収入保険料の額	176,341	186,048
	元受正味保険料の額	3,634,174	3,819,638

2 保険種目の区分ごとの支払再保険料の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	支払再保険料の額	3,457,833	3,633,589

3 保険種目の区分ごとの保険引受利益の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	保険引受利益の額	139,045	191,210

4 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	正味支払保険金の額	30,834	28,641
	元受正味保険金の額	624,046	587,674

5 保険種目の区分ごとの回収再保険金の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	回収再保険金の額	593,212	559,032

■ 保険契約に関する指標

1 主要な保険契約に係る保険期間の区分ごとの契約者(社員)配当金の額

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	契約者(社員)配当金の額	-	-

2 保険種目の区分ごとの正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	正味損害率	17.5	15.3
	正味事業費率	-7.1	-13.3
	合算率	10.3	2.0

- 3 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料(当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ)に対する割合及び事業費の既経過保険料に対する割合並びにその合算率

単位: %

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	元受損害率	17.2	15.3
	元受事業費率	71.0	70.6
	合算率	88.2	85.9

- 4 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等(第211条の52において準用する第71条第1項各号に掲げる者をいう。次号及び第6号において同じ)の数

単位: 社

当該再保険を引き受けた主要な保険会社等	平成24年度	平成25年度
	2	2

- 5 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める4の保険会社等に対する支払再保険料の割合

単位: %

保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める4の保険会社等に対する支払再保険料の割合	平成24年度	平成25年度
	100.0	100.0

- 6 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

単位: %

	平成24年度	平成25年度
格付区分	AA+	AA+
割合	99.9	99.9
格付区分	A+	A+
割合	0.1	0.1

- 7 未だ収受していない再保険金の額

単位: 千円

未だ収受していない再保険金の額	平成24年度	平成25年度
	-	-

■ 経理に関する指標等

- 1 保険種目の区分ごとの支払備金の額及び責任準備金の額

単位: 千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	支払備金の額	12,398	14,092
	責任準備金の額	164,494	179,578

2 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

単位:千円

保険種目	内訳	平成24年度	平成25年度
火災	利益準備金	-	-
	任意積立金	-	-

3 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

単位:千円

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇したと仮定します		
計算過程	①増加する発生損害額＝既経過保険料×1%となります ②経常利益の減少額＝増加する発生損害額となります		
経常損失の増加額	1,758		

単位:%, 千円

	平成24年度	平成25年度
当期元受損害率	17.2	15.3
当期経常利益	141,965	202,779
前期元受損害率	12.6	17.2
前期経常利益	102,398	141,965

■ 資産運用に関する指標等

1 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託(外貨建てのものを除く)、有価証券、運用資産計、総資産の区分ごとの残高及び総資産に対する割合

	平成24年度		平成25年度	
	千円	%	千円	%
現預金の額	675,629	47.6	834,778	53.5
金銭信託の額	-	-	-	-
有価証券の額	-	-	-	-
運用資産計	675,629	47.6	834,778	53.5
総資産の残高	1,418,340	-	1,559,201	-

2 現預金、元本補てんの契約のある金銭信託(外貨建てのものを除く)、有価証券、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り

	平成24年度			平成25年度		
	千円	利息(千円)	利回り(%)	千円	利息(千円)	利回り(%)
現預金の額	675,629	3	0.0004	834,778	3	0.0003
金銭信託の額	-	-	-	-	-	-
有価証券の額	-	-	-	-	-	-
運用資産計	675,629	3	0.0004	834,778	3	0.0003
その他	-	-	-	-	-	-
合計	675,629	3	0.0005	834,778	3	0.0003

- 3 保有有価証券の種類別(国債、地方債、政府保証債、証券取引法第2条第1項第3号に規定する有価証券、合計の区分をいう)の残高及び合計に対する構成比

単位: %

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	平成24年度	平成25年度
	-	-

- 4 国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第2条第1項第3号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り

単位: %

国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第2条第1項第3号に規定する有価証券、合計の区分ごとの保有有価証券利回り	平成24年度	平成25年度
	-	-

- 5 有価証券の種類別(国債証券、地方債証券、政府保証債証券、証券取引法第2条第1項第3号に規定する有価証券、合計の区分をいう)の残存期間別残高

単位: %

有価証券の種類別の残存期間別残高	平成24年度	平成25年度
	-	-

■ 責任準備金の残高

別表(第211条の37第1項第3号二関係(少額短期保険業者))

単位: 千円

区分	年度	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合計
火災	平成24年度	179,578	19,935	-	199,513
	平成25年度	189,743	24,772	-	214,516

■ 法第272条の28において準用する法第130条第1号に係る細目

別表(第211条の37第1項第5号口関係(少額短期保険業者))

- 1 第211条の59第1項第1号に規定する額

単位: 千円

純資産の額	平成24年度	平成25年度
	341,562	457,925

- 2 第211条の59第1項第2号に規定する額

単位: 千円

価格変動準備金の額	平成24年度	平成25年度
	-	-

- 3 第211条の59第1項第3号に規定する額

単位: 千円

異常危険準備金の額	平成24年度	平成25年度
	19,935	24,772

- 4 第211条の59第1項第4号に規定する額

単位: 千円

一般貸倒引当金の額	平成24年度	平成25年度
	-	-

5 第211条の59第1項第5号に規定する額

単位:千円

その他の有価証券の評価差額	平成24年度	平成25年度
	-	-

6 第211条の59第1項第6号に規定する額

単位:千円

保有する土地の時価と帳簿価額の差額	平成24年度	平成25年度
	-	-

7 平成18年金融庁告示第14号第2条第3項の規定により第211条の59第1項第7号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
契約者配当準備金の額	-	-
社員配当準備金の額	-	-

8 法第272条の28において準用する法第130条第1号に掲げる額のうち、1から7までに掲げるものの以外のものの合計額

単位:千円

1から7までに掲げるものの以外のものの合計額	平成24年度	平成25年度
	-	-

■ 法第272条の28において準用する法第130条第2号に係る細目

1 第211条の60第1項に規定する額(平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額を除く)

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
保険リスク相当額	122,796	126,507
一般保険リスク相当額	19,350	21,105
巨大災害リスク相当額	103,445	105,401

2 第211条の60第2号に規定する額

単位:千円

	平成24年度	平成25年度
資産運用リスク相当額	66,950	72,118
価格変動等リスク相当額	388	379
信用リスク相当額	6,752	8,342
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	59,809	63,396
再保険回収リスク相当額	-	-

3 第211条の60第3号に規定する額

単位:千円

経営管理リスク相当額	平成24年度	平成25年度
	3,794	3,972

4 平成18年金融庁告示第14号第3条第1項第2号に規定する額

● 一般保険リスク

単位:千円

リスクの種類	リスク対象	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額	
普通死亡リスク	危険保険金額	－	0.06%	(A)	－
災害死亡リスク	災害死亡保険金額	－	0.006%	(B)	－
災害入院リスク	災害入院日額総額 × 予定平均給付日数	－	0.3%	(C)	－
持病入院リスク	持病入院日額総額 × 予定平均給付日数	－	0.75%	(D)	－
その他の第一・第三 分野リスク	異常危険準備金 積立限度額	－	100%	(F)	－

火災リスク	正味既経過保険料	175,883	12%	(E)	21,105
	正味発生保険金	26,449	33%		8,728
その他の 第二分野リスク	正味既経過保険料	－	17%	(G)	－
	正味発生保険金	－	34%		－

保険リスク相当額	$\sqrt{(A+B+C+D+F)^2+E^2+G^2}$	21,105
----------	--------------------------------	--------

● 巨大災害リスク

単位:千円

保険の種類	地震災害リスク相当額	風水災害リスク相当額
火災保険	－	105,401
その他の第二分野保険	－	－
合計額	－	105,401
巨大災害リスク相当額(R ₄)	－	105,401

● 資産運用リスク

① 価格変動等リスク

単位:千円

リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
国債	－	1%	－
地方債	－	1%	－
政府保証債	－	1%	－
その他	－	1%	－
不動産	7,581	5%	379
価格変動等リスク相当額			379

(備考)その他とは、保険業法施行規則第211条の27第3号に規定する「金融商品取引法第2条第1項第3号に規定する債券(前各号に掲げるものを除く)」をいう(公社公団債)。国債を除く資産のうち、財務諸表等規則第8条第20項に規定するものは除く。

② 信用リスク

単位:千円

リスク対象資産		リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
債券	ランク1	－	0%	－
	ランク2	－	1%	－
	ランク3	－	4%	－
	ランク4	－	30%	－
預貯金	ランク1	－	0%	－
	ランク2	834,291	1%	8,342
	ランク3	－	4%	－
	ランク4	－	30%	－
信用リスク相当額				8,342

(備考) 債券及び預貯金には、未収収益(未収利息)を含む。

③ 子会社等リスク

単位:千円

単位: 1円

事業形態		リスク対象資産	リスク対象資産の額	リスク係数	リスク相当額
子会社	国内会社	株式	－	10%	－
		貸付金	－	1%	－
	海外法人	株式	－	15%	－
		貸付金	－	6%	－
国内会社及び海外法人にかかわらず信用リスクのランク4に該当する子会社		株式	－	100%	－
		貸付金	－	30%	－
子会社リスク相当額					－

(備考) 子会社とは、保険業法第2条第12項に規定する会社をいう。海外法人に対する円貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うものとする。

④ 再保険リスク

単位:千円

区分	出再割合	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額
出再に附した契約の不積立責任準備金	50%以下の部分	2,145,162	1%	21,451
	50%を超える部分	1,930,646	2%	38,621
出再に附した契約の不積立支払備金	50%以下の部分	119,007	1%	1,190
	50%を超える部分	107,107	2%	2,142

⑤ 再保険回収リスク

単位:千円

	リスク対象金額	リスク係数	リスク相当額
再保険貸(外国再保険貸を含む)	－	1%	－
再保険リスク相当額			－

● 経営管理リスク

単位:千円

保険リスク (A)	126,507
資産運用リスク (B)	72,118
リスク係数 (C)	2%
経営管理リスク相当額 ((A)+(B)) × (C)	3,972

(備考) 繰越利益剰余金(相互会社にあつては、当期末処分剰余金)が零を下回る少額短期保険業者においては、リスク係数を3%とし、それ以外の少額短期保険業者においては、2%とする。

当社の少額短期保険事業運営について

当社はこれまで、賃貸入居者・事業者等のお客さまに特化した保険商品『みんなの部屋保険 Grande』、『みんなのテナント保険』を販売してまいりましたが、さらに本年1月からは、補償の範囲を大きく広げた新商品『みんなの部屋保険 G2』（賃貸住宅総合保険2014）の発売を開始し、全国の不動産業代理店様からの力強いご支援を受けながら販売規模を拡大しています。

当社は「お客さまである賃貸住宅等入居者の立場に立った保険を設計・販売し、保険事故が発生した場合には、迅速かつ公正な調査を行い、速やかに保険金のお支払を完了する。」という創業以来の企業理念を守り、お客さまの利益を第一とする保険サービスの提供に努め、全国の幅広いお客さまから「選ばれる少額短期保険会社」となるべく、努力を重ねています。

少額短期保険事業は公共性・社会性の高い事業であるため、当社は本社・支店等で行うすべての業務分野において、役職員一同が高い法令遵守意識を保ちながら、関係法令ならびに当局の監督指針、ガイドライン等に従った適切な業務運営に努めてまいります。また、社内の業務態勢の整備を進め、顧客保護の観点に立った公平、公正な事業運営をさらに推進します。

当社は、事業規模の拡大に伴う本社管理部門の再編成や営業部門の増強などを進めてまいりましたが、本年4月からは社名を**日本少額短期保険株式会社**に改め、本社機能も大阪梅田グランフロント地区の新拠点に移し、役職員一同、新たな気持ちで業務に邁進しています。また、社名変更を機に、これからは新たな分野での保険販売にもチャレンジして行きたいと考えております。

今後とも、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



日本少額短期保険株式会社
代表取締役 大江 一生

日本少額短期保険株式会社の経営理念

- 人と社会に対して、常にフェアな姿勢を貫く ●
- いつも前向きに誇りと情熱をもって、仕事に取り組む ●
- 個人の幸福を追求し、仕事に全力を尽くす ●

当社の経営管理体制について

当社は少額短期保険業の公共性を重視し、各種法令等の遵守を経営の基本理念と位置づけるとともに、少額短期保険事業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の経営管理態勢を確立しています。

1. 取締役会

取締役会は明確な経営方針を定め、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定し、かつ、適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務遂行を監督してまいります。代表取締役はこれら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底させます。

2. 各種委員会

当社は、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理について適正な業務運営が行われるよう、以下の委員会を設け取締役会の決定した経営方針が徹底されるよう努めています。

1)コンプライアンス委員会

法令等の遵守に関する方針および実施計画の策定と推進を担当し、そのための社内態勢の整備ならびに、法令等の遵守に関する社員教育・研修の実施を統括します。

2)保険金支払検証委員会

ご契約者様からの保険金請求案件について、当社の保険約款ならびに「損害サービス業務マニュアル」および「保険金支払業務規程」に基づく、保険契約者保護の視点に立った適切な保険金支払業務がなされているか、また、保険金の不払い、未払い、誤払い等の案件が放置されていないかを検証し、担当部門に対して必要な是正措置を勧告します。

3)リスク管理委員会

当社の事業に関するリスクを分析し、リスク管理の基本となる方針および計画の策定ならびに社内でのリスク管理態勢の整備を行うとともに、保険契約の引受、新商品の開発、また、事業運営に重大な影響を及ぼす突発的リスクが発生した場合の対策等を統括します。

3. 内部監査室

内部監査室は、少額短期保険業者としての経営の健全性維持、法令等の遵守、保険契約者保護の重要性をふまえ、以下の点に主眼を置き、業務運営の適法性および妥当性に関する監査を、毎年重点項目を定めながら計画的に実施し、その結果を取締役に報告します。

1)営業部門

法令に従った適正な保険募集がなされているか。

2)損害サービス部門

保険約款・社内規程に基づいた保険契約者保護の観点に立った適切な業務がなされているか、また、保険金の不払い、誤払いについて検証と是正措置が適正に行なわれているか。

3)経理・財務部門

保険料の計上、責任準備金ならびに支払備金の計上、再保険勘定の管理が適正になされているか、また、事業計画に沿ったソルベンシーマージン比率、収益が確保されているか。

リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行なうに当たり直面する業務上の各種リスクについて、その発生に対して適切な予防施策を講じ、また、危機発生時に対応する社内体制の整備を推進するため、以下のリスクに対する管理体制を構築しています。当社の各業務担当が関連するリスクを管理するとともに、リスク管理委員会が組織横断的な業務に関連するリスクの管理と必要な施策の検討を行います。

また当社は、これらのリスクが顕在化し契約者や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じる事態が発生した場合は、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、正常な業務へ復旧するための危機管理体制を組んでいます。

1. 保険引受リスク

個別の保険契約引受に関するリスク、商品開発および商品改定等における内部管理上のリスク、引受けた保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な責任準備金または支払備金の積立に関するリスクなどをいいます。当社では取締役会とリスク管理委員会との間の報告手順を定めた上で、保険事故発生頻度、風水災等の広域災害等に対する分析と管理を行い、適格な保険者との再保険取引によるリスクの分散を図るとともに、責任準備金・支払備金の積立を適正に行い経営の安定化を図っています。

2. 事務リスク

社員や代理店による保険契約事務上のミスや不正な処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社は、保険契約のデータ入力、異動処理をシステム化し、システムチェック機能を使った契約の引受と保全に関連する事務ミスの大幅削減を実現しています。また、保険契約申込書の電子化を進めており、契約照合作業の迅速化と契約情報管理の強化を図っています。

3. システムリスク

当社のコンピュータ・情報システムについての誤作動・停止、不正使用、セキュリティ対策不備などによって、当社が損失を被るリスクをいいます。これらのリスクに対応するため、当社では基幹システムの管理を第一級の情報管理会社へ委託し、システムバックアップ、障害対策ならびにウイルスの監視等を実施しています。社内システムには厳格なファイアウォールの設定、ウイルス対策ソフトの導入、ID・パスワードによるアクセス管理を導入し、また、代理店用のオンライン契約計上システムにはデジタル認証による端末のアクセス制限を採用して、不正利用からの防御を実施しています。

4. 資産運用リスク

少額短期保険業者においては資産運用が預貯金、国債および地方債に限定されています。当社は預貯金による資産の運用を原則としており、財務経理部がこれを一元管理し、流動性と安定した運用益の確保を行っています。

法令等の遵守(コンプライアンス)体制

当社は法令等の遵守(コンプライアンス)を経営の基本と位置づけ、以下の方針を定めています。

- 当社は、『コンプライアンス』とは、少額短期保険事業全般に関するあらゆる法令および社内規程を遵守し、社会的規範に合致した誠実かつ公正な業務活動を行うことであると認識します。
- 当社は、『コンプライアンス』を経営の重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンスの推進を通じて、お客様の要望と信頼に応えることを基本とした企業活動を行います。
- 社内に『コンプライアンス委員会』を組織するとともに、当社コンプライアンス規程を整備し、役職員に対する研修とあわせ実効性のある態勢作りを行ないます。

当社は法令等の遵守を推進するため以下の体制を確立しています。

- コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程の制定・改定、コンプライアンスプログラムの策定・実施、個人情報保護に関する業務等を協議・起案する。
- コンプライアンス研修は、コンプライアンス委員長が計画し、実施する。
- 本社各部門および営業店舗にコンプライアンス責任者を配置し、日常業務活動の中でのコンプライアンスを推進する。
- コンプライアンス実施状況については、各部門において自主点検を行い、不備がある場合は改善策を策定し実施する。点検結果、改善状況は、コンプライアンス委員長を通じて取締役会に報告される。
- 内部監査室は、コンプライアンス状況について業務監査を行い、その結果を取締役会に報告する。
- コンプライアンス規程およびコンプライアンス実施態勢に不備がある場合、コンプライアンス委員会は取締役会の承認を得て迅速に改善措置を進める。

お客様の声に対する適切な対応について

お客様相談室の設置

当社では『お客様相談室』を設け、お客様からのご不満、ご意見、ご要望等をお受けし、関係部門と連携して迅速な問題解決に努めています。

また、お客様からの貴重なご意見等は社内の各部門ならびに取締役会で情報を共有し、当社の商品、サービス業務プロセスの改善に活かしてまいります。

※ 当社ホームページにも『お客様の声』を直接お受けするコーナーを設けています。

お客様の苦情等に対応する『指定紛争解決機関(ADR)』について

当社は、指定少額短期保険業務紛争分解決機関である「一般社団法人日本少額短期保険協会」との間で、少額短期保険業務に関する苦情処理手続および紛争解決手続等の実施のための手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題解決のできない場合や、少額短期保険全般に関するご相談・苦情処理・紛争解決については、下記『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会 『少額短期ほけん相談室』

電話番号 : 0120-82-1144

F A X : 03-3297-0755

受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00

受 付 日 : 月曜日から金曜日(祝祭日および年末年始休業期間を除く)

個人情報に関する取扱いについて

当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護法その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを遵守して、以下記載の通り個人情報の適正な取扱いを行います。

1. 個人情報収集およびその利用の目的

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得いたします。また、これらの情報は、次の目的のために利用します。

- 1) 適正な保険契約の引受及びそれに関連する業務
- 2) 適正な保険金のお支払い及びそれに関連する業務
- 3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求に関連する業務
- 4) 保険契約の満期・継続のご案内など当社業務に関する情報提供もしくは業務運営・商品・サービスの充実
- 5) その他、当社の保険事業遂行に関連・付随する業務

2. 収集する個人情報の種類

最も一般的なものは、以下のとおりです。

- 1) 契約情報：ご契約者の住所・氏名・生年月日・性別・電話番号、被保険者となられる方の氏名・生年月日・保険契約者との関係(続柄)・その他保険商品の引受または提供に必要となる情報
- 2) 事故情報：保険事故の内容に関する情報・保険金振込先預金口座番号

3. センシティブ情報について

当社は、以下の内容を含む、いわゆる「センシティブ情報」については、ガイドラインで定められる場合を除き、その取得、利用または第三者への提供を行いません。また、これらの情報の取得、利用または第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を取得します。

センシティブ情報の内容

- ・ 政治的見解
- ・ 宗教、思想、信条など
- ・ 労働組合への加盟
- ・ 門地および本籍地
- ・ 人種および民族
- ・ 医療および性生活

4. 個人情報の収集方法

主に保険契約申込書、保険金請求書や十分な安全保護措置を講じた Web 画面などに記載・入力された情報を業務上必要な範囲で収集します。また、契約者・被保険者の方からの当社業務委託先への、電話・FAX等による事故の報告、保険金の請求などの記録等も含まれます。

5. 個人情報の第三者への提供

当社は、個人情報を第三者に提供する場合には、原則として本人の同意を取得します。ただし、次の場合には、本人の同意を得ないで、第三者に個人情報を提供する場合があります。

- 1) 法令に基づいて個人情報の開示を求められた場合
- 2) 業務遂行上必要な範囲で、代理店を含む当社の業務委託先に取扱いを委託する場合
- 3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を再保険会社等に提供する場合

6. 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消しに関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※本制度に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

7. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報の漏えい・滅失・き損の防止その他個人情報の安全管理のため必要な措置を講じこれを遵守すると共に、その継続的改善に努めます。また、ご本人の情報を正確、最新なものにするよう努めます。業務委託先等に対しては、お客様の情報の厳正な管理を求め、当社の利用目的以外の使用を行いません。

8. ご契約内容・事故に関する照会

契約内容・事故に関する照会については、取扱代理店、最寄りの営業拠点、事故相談窓口にお問い合わせください。照会者が本人であることを確認させていただいたうえで対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく個人データの開示等の請求

当社が保有する個人情報に関する事項の開示、訂正、利用停止等に関する請求などについては、下記までお問い合わせください。請求が本人または正当な代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式に必要な事項を記入いただいた上で手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。回答にあたり当社所定の手数料を頂戴することがあります。

なお、当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確な内容に変更します。

【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報の取り扱いに関するご質問、苦情、ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報の取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

日本少額短期保険株式会社

所在地: 〒530-0011 大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F

受付時間: 平日 9:00 - 17:00 フリーダイヤル: 0120-080-828 (ガイダンス 3)

情報開示

当社は、当社の契約者、代理店、株主をはじめ、一般消費者ならびに地域社会の皆様の当社の事業に対する理解を促進し、適正なご評価をいただくために、ディスクロージャー誌ならびにホームページで、当社の事業に関する重要な情報の適切な開示に努めています。当社のホームページには、商品・サービス・お手続き方法や会社情報などの情報や、当社からのお知らせを掲載しています。

日本少額短期保険株式会社

ホームページ

<http://www.n-ssi.co.jp>

勧誘方針

お客様 各位

当社は、保険商品の販売にあたり、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

- お客様の保険商品に関する知識、ご経験、ご購入目的等に留意し、商品内容やリスク内容等について充分理解いただけるように、適切なご説明を心がけるとともに、お客様のご意向と実績に適した商品のご案内に努めてまいります。
- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
- お客様に対する勧誘の適切さを確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いの手續にあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
- お客様のご意見等を商品の販売に反映していくように努めてまいります。

保険募集制度

当社は賃貸入居者と賃貸事業者に特化した少額短期保険商品「賃貸住宅総合保険」、「賃貸入居者総合保険」、「賃貸住宅総合保険2014」、「賃貸事業者総合保険」を販売し、また、地震災害に対応する「地震見舞保険」の販売を開始しておりますが、これら商品ほとんどは、当社と代理店委託契約を締結した不動産業および不動産管理業者によって取り扱われています。当社では、これら保険の販売に携わる代理店の法令に基づいた適正な保険募集を推進し、ご契約者様へのサービス向上を図るため、代理店指導、研修態勢を確立しています。

当社代理店数：平成26年3月31現在 2,173店

1. 代理店登録及び届出

当社と代理店委託契約を締結した代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づく内閣総理大臣への登録を受けることが義務付けられており、また実際にお客様へ保険契約の手續を行なう保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出を行わなければなりません。

2. 代理店の業務

代理店は当社に代わって、お客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料をお預かりします。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明しています。

また、下記の確認手續も行っています。

- 保険業法ならびに関係法令に規定された同一の契約者についてのすべての被保険者の総数(100名)もしくは上限総保険金額から算出した被保険者数の限度に関する確認
- 保険業法ならびに関係法令に規定された同一の被保険者に関する引受金額の上限の確認

3. 代理店教育・代理店表彰制度

お客様との保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令遵守の徹底を目的として、「募集コンプライアンスガイド」を作成し、保険募集人の研修に使用しています。また、常に適正な保険募集を行い、かつ多くの契約数を獲得し当社代理店の規範となる代理店を年度ごとに表彰する制度を今年度より導入しました。

4. 代理店点検・監査の実施

当社代理店の日常業務が適正に行なわれているかを確認するため、当社営業職員による「代理店点検」を実施しており、さらに内部監査室による「代理店監査」を行うことで、代理店の法令遵守状況や業務遂行状況の実態を把握するとともに、業務適正化の指導を行なっています。

保険金支払と損害サービス

保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速な保険金の支払いが行われるよう基本方針を守り、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

1. 損害サービスの基本方針

- 迅速、的確な損害調査を行い、公平、公正な保険金支払業務を遂行すること
- 契約者および代理店に対して、処理経過の適切な報告を行うこと
- 常に親切かつ適切なサービス対応を心がけ、保険契約者および代理店から高い信頼を獲得すること

2. 適正な保険金支払のための体制

- 保険募集時においては、重要事項の説明ならびに契約者の意向確認を確実に行之、補償内容や保険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- 保険金支払業務規程を定め、保険金の不払い、未払い、誤払いを防止するための実務手順を確立しています。
- 保険金支払拒絶事案および保険金請求に関する苦情案件について、その請求内容及び当社判断の妥当性を再検討するため、損害サービス部、保険企画部および顧問弁護士により構成される「保険金支払検証委員会」を設置し、該当案件の精査を行っています。
- 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

3. 損害調査要員の研修

損害サービス部の役職員に対し、損害サービス業務に関する事務研修および個人情報の保護などに関する法令等の遵守研修を毎年実施します。

4. 業務運営

当社は、損害サービス業務において事故受付業務および損害調査業務を、株式会社プレステージ・インターナショナルに委託しています。当社は委託先の監督と指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、ご契約者の保護に欠けることのないよう日常業務を管理しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

当社は、反社会的勢力との関係遮断と排除に実効性を確保するため、関係機関との連携を強化し、規定と実務対応策の整備を進めるなど、社内態勢の整備に努めてまいります。

- 当社は、反社会的勢力との関係を一切持たず、また、断固として取引には応じません。
- 当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、警察・暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引は行いません。
- 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

決算報告書

平成26年3月期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月 31日



日本少額短期保険株式会社

■ 貸借対照表

(単位:千円, %)

科目	平成24年度 平成25年3月31日現在		平成25年度 平成26年3月31日現在		備考
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)					
現金及び預貯金	675,629	47.64	834,778	53.54	
棚卸資産	10,052	0.71	8,548	0.55	
収納代行貸	241,730	17.04	249,567	16.01	
代理店貸	2,428	0.17	8,730	0.56	
前払費用	9,186	0.65	5,081	0.33	
未収入金	50,378	3.55	11,725	0.75	
未収税金	-	-	4,086	0.26	
前払代理店手数料	97,911	6.90	94,325	6.05	
前渡金	-	-	-	-	
土地建物附属設備	21,798	1.54	30,600	1.96	
車両什器償却資産	43,060	3.04	30,305	1.94	
無形固定資産	126,435	8.91	97,950	6.28	
預託金	47,123	3.32	80,504	5.16	
仮払金	5	-	4	0.00	
供託金	18,000	1.27	18,000	1.15	
施設利用権	10,087	0.71	10,087	0.65	
その他資産	64,518	4.55	74,911	4.80	
資産の部合計	1,418,340	100.00	1,559,201	100.00	
(負債の部)					
保険契約準備金	213,606	15.06	226,417	14.52	
(支払備金)	(14,092)	(0.99)	(11,900)	(0.76)	
(責任準備金)	(199,513)	(14.07)	(214,516)	(13.76)	
再保険借	196,474	13.85	165,344	10.60	
未払金	94,320	6.65	111,587	7.16	
代理店借	212,993	15.02	227,173	14.57	
預り金	2,783	0.20	2,878	0.18	
保険料預り金	-	-	-	-	
仮受金	459	0.03	610	0.04	
未払法人住民税等	37,959	2.68	45,845	2.94	
前受金	5,051	0.36	764	0.05	
長期借入金	-	-	-	-	
負債の部合計	1,076,778	75.92	1,101,276	70.63	
(純資産の部)					
資本金	190,000	13.40	190,000	12.19	
利益剰余金	151,562	10.69	267,925	17.18	
(その他利益剰余金)	(151,372)	(10.67)	(267,545)	(17.16)	
純資産の部合計	341,562	24.08	457,925	29.37	
負債及び純資産の部合計	1,418,340	100.00	1,559,201	100.00	

■ 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成24年度 平成24年 4月 1日から 平成25年3月31日まで	平成25年度 平成25年 4月 1日から 平成26年3月31日まで	備考
	金額	金額	
経常収益	7,370,487	7,712,773	
保険料等収入	7,186,116	7,484,057	
保険料	3,822,821	4,015,510	
再保険収入	3,363,294	3,468,547	
回収再保険金	593,212	559,032	
再保険手数料	2,593,512	2,724,394	
再保険返戻金	176,569	185,120	
支払備金戻入額	12,398	14,092	
責任準備金戻入額	164,494	179,578	
資産運用収益	3	3	
利息及び配当金等収入	3	3	
その他運用収益	-	-	
その他経常収益	7,474	35,041	
その他の経常収益	7,474	35,041	
経常費用	7,228,521	7,509,993	
保険金等支払金	4,447,096	4,602,256	
保険金等	624,046	587,674	
解約返戻金等	187,993	194,863	
その他返戻金	654	1,008	
契約者配当金	-	-	
再保険料	3,634,402	3,818,709	
責任準備金等繰入額	198,254	206,481	
支払備金繰入額	14,092	11,900	
責任準備金繰入額	184,162	194,580	
資産運用費用	-	-	
その他運用費用	-	-	
事業費	2,580,908	2,699,521	
事業費及び一般管理費	2,491,983	2,613,724	
税金	16,103	14,027	
減価償却費	72,821	71,769	
その他経常費用	2,261	1,733	
その他の経常費用	2,261	1,733	
経常利益	141,965	202,779	
特別利益	-	-	
固定資産等処分益	-	-	
その他特別利益	-	-	
特別損失	5,832	14,308	
固定資産等処分損	5,832	14,308	
その他特別損失	0	-	
税引前当期純利益	136,132	188,471	
法人税及び住民税	60,080	70,208	
当期純利益	76,052	118,263	

■ 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	190,000
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	190,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
資本剰余金合計	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-

利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	190
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
剰余金の配当に伴う積立	190
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	190
当期末残高	380
その他利益剰余金	
積立金	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
繰越利益剰余金	
前期末残高	151,372
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	△ 1,900
剰余金の配当に伴う積立	△ 190
当期純利益	118,263
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	116,173
当期末残高	267,545
利益剰余金合計	
前期末残高	151,562
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	△ 1,900
剰余金の配当に伴う積立	-
当期純利益	118,263
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	116,363
当期末残高	267,925

自己株式	
前期末残高	-
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	-
当期純利益	-
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
株主資本合計	
前期末残高	341,562
当期変動額	
新株の発行	-
剰余金の配当	△ 1,900
剰余金の配当に伴う積立	-
当期純利益	118,263
自己株式の処分	-
株主資本以外の項目の当期変動額	-
当期変動額合計	116,363
当期末残高	457,925
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
繰越ヘッジ損益	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
土地再評価差額金	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-
評価換算差額等合計	
前期末残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-
当期変動額合計	-
当期末残高	-

新株予約権	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－
当期変動額合計	－
当期末残高	
純資産合計	
前期末残高	341,562
当期変動額	
新株の発行	－
剰余金の配当	△ 1,900
剰余金の配当に伴う積立	－
当期純利益	118,263
自己株式の処分	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－
当期変動額合計	116,363
当期末残高	457,925

■ キャッシュ・フロー計算書

(間接法により表示する場合)

(単位:千円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益(△は損失)	188,471
減価償却費	73,299
保険業法第113条繰延資産償却費	-
支払備金の増加額(△は減少)	△ 2,191
責任準備金の増加額(△は減少)	15,002
契約者配当準備金繰入額	-
退職給付引当金の増加額(△は減少)	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	-
価格変動準備金の増加額(△は減少)	-
利息及び配当金等加入	△ 3
有価証券関係損益(△は益)	-
支払利息	-
為替差損益(△は益)	-
有形固定資産関係損益(△は益)	14,308
代理店貸の増加額(△は増加)	△ 6,302
再保険貸の増加額(△は増加)	-
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 58,931
代理店借の増加額(△は減少)	14,396
再保険借の増加額(△は減少)	△ 31,130
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	20,534
その他	-
小 計	227,454
利息及び配当金等の受取額	2
利息の支払額	-
契約者配当金の支払額	-
その他	-
法人税等の支払額	△ 66,408
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
預貯金の純増減額(△は増加)	-
有価証券の取得による支出	-
有価証券の売却・償還による収入	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	-
その他	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
借入れによる収入	-
借入金の返済による支出	-
社債の発行による収入	-
社債の償還による支出	-

株式の発行による収入	-
自己株式の取得による支出	-
配当金の支払額	△ 1,900
その他	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	159,149
現金及び現金同等物期首残高	675,629
現金及び現金同等物期末残高	834,778

(単位:千円)

現金	486
普通預金	115,335
振替用口座	708,955
定期預金	10,000
合計	834,776

1. 重要な会社方針に係る事項に関する注記(会社計算規則132条)

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法を採用しています。建物は定額法を採用しています。

(3) 消費税の処理方法

税込方式を採用しています。

2. 貸借対照表等に関する注記(会社計算規則134条)

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額 57,071 千円

3. 株主資本変動計算書に関する注記(会社計算規則136条)

(1) 事業年度の末日における発行済株式の数 3,800 株

4. 一株当たり情報に関する注記(会社計算規則141条)

(1) 純資産額 120,506円

(2) 当期純利益金額 31,121円

日本少額短期保険の現状
平成26年度版 / 平成25年度決算

平成26年7月発行

日本少額短期保険株式会社

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1

グランフロント大阪 タワーB 13F